

玄海町建設工事総合評価落札方式実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、玄海町が発注する建設工事において実施する総合評価落札方式に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、総合評価落札方式とは、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 1 0 の 2 の規定に基づき、施工能力、技術提案及び価格が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第 3 条 総合評価落札方式により実施する入札の対象は、以下のとおりとする。

- (1) 土木一式工事にあつては設計金額が 3 億円以上
- (2) 建築一式工事にあつては設計金額が 5 億円以上
- (3) 電気工事、管工事にあつては設計金額が 1 億円以上

(ただし、電気及び管工事を併せて設備工事として行う場合にあっては設計金額が 2 億円以上)

- (4) その他の工事及び前 3 号の工種であっても、町長が認めるものにあつては設計金額が 1 億円以上

(落札者決定基準等の決定)

第 4 条 町長は、対象工事、落札者決定基準及び落札者の決定について玄海町建設工事技術審査会（以下「技術審査会」という。）で審議し、技術評価委員会に意見を聴き決定する。

(技術評価委員会)

第 5 条 町長は、総合評価落札方式を行おうとするとき、対象工事ごとに、あらかじめ次に掲げる第 1 号について、学識経験者 2 名以上の委員で構成する技術評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、改めて委員会に意見を聴く必要があるかどうかについて確認をし、必要があるとの意見が述べられた場合には、次に掲げる第 2 号についても意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき
- (2) 落札者を決定しようとするとき

2 町長が委嘱した委員の任期は、各工事において必要な期間とし、再任は妨げないものとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、会議に出席した委員には、予算の範囲内で謝金を支払うことができる。

3 委員会を代表し、会務を総理する委員長は、委員の互選により定め、会議の議長となるものとする。委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行するものとする。

4 会議は、事務局が必要に応じて招集し、意見聴取の結果を町長へ報告する。

5 委員会は公開しない。また、何人も委員会の内容を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も同様とする。

6 委員会の事務局は、まちづくり課が所管する。

(技術審査会)

第 6 条 総合評価落札方式による入札執行の事務について審査するため、技術審査会を設置する。

- 2 技術審査会は、副町長、まちづくり課長、総務課長、農林水産課長、生活環境課長、その他必要な職員をもって構成し、会長を副町長、副会長をまちづくり課長とする。

(総合評価の方法)

第7条 総合評価落札方式による落札者の決定方法は、基礎点に落札者決定基準に定める評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値をもって決定するものである。

技術評価点 = 基礎点 + 加算点

評 価 値 = 技術評価点 ÷ 入札価格

なお、基礎点は100点とし、加算点、落札者決定基準及び得点配分は対象工事ごとに落札者決定基準を定めるものとする。

(入札公告等に示す事項)

第8条 総合評価落札方式により入札を行う場合、入札公告等に次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価落札方式による入札であること
- (2) 技術評価点の評価事項及び評価基準
- (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (4) 技術提案の不履行の場合における措置
- (5) 価格以外の評価点についての疑義の照会ができること

(提案書等の提出)

第9条 入札参加希望者は、要求した企業及び技術者に関する資料及び施工計画書（以下「提案書等」という。）を提出するものとする。

- 2 提案書等については、次のように取り扱うものとする。

- (1) 作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 返却及び公表は原則として行わない。
- (3) 提出後における提案内容の変更は認めない。

- 3 提案書等が未提出または白紙、内容が不適当な場合は、入札参加資格について欠格とする。

(提案書等の採否、欠格の通知)

第10条 欠格通知は、技術評価委員会の終了後に施工計画の審査結果通知書により通知するものとする。

- 2 提案書等が不適切なために欠格となる場合は、通知に併せてその理由も付すものとする。

(提案書等が適切と認められなかった場合の理由の説明)

第11条 前条の通知を受けたものは、当該通知を受けた日から原則として5日以内に、町長に提案書等が適切と認められなかった場合の理由の説明を求めることができる。

- 2 前項の理由の説明を求められた町長は、速やかに提案書等が適切と認められなかった理由を書面により回答するものとする。

(落札者の決定)

第12条 落札者は、入札参加者で入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値が最も高い者とする。ただし、評価値が基礎点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回った場合はこの限りではない。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。ただし、評価値は小数点以下13桁目を切り捨てた値とする。

3 前2項で決定する落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、当該入札をした他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(落札者決定の通知)

第13条 落札者が決定したときは、入札参加者に、落札者が決定したことを通知するものとする。

(提案書等の保護等)

第14条 提案書等については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する場合はこの限りでない。

2 設計図書で施工方法を指定しない部分の工事に関して、町長が提案書等を適正と認めた場合においても、技術提案を行った落札者は、その部分の工事に関する責任を負うものとする。

(価格以外の評価内容の確保)

第15条 町長は、落札者が提出した提案書等の内容の履行に努めるものとする。

2 落札者が提案書等の内容のとおり施工できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。また、悪質であると判断された場合は、契約の解除を行うとともに、指名停止等の措置を講じるものとする。

3 契約後、落札者が提出した資料等に関し、虚偽記載等悪質な行為が判明した場合は、契約の解除を行うとともに、指名停止等の措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第16条 この要綱に基づき入札参加者から提出された資料等は原則公表しない。

(その他)

第17条 本要綱に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則 (令和7年玄海町要綱第5号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

(玄海町技術評価委員会設置要綱の廃止)

2 玄海町技術評価委員会設置要綱(平成25年玄海町要綱第23号)は、廃止する。